

第3章 介護保険財政と介護保険料の見込み

第1節 介護保険給付費等の見込み

介護保険料算定の基礎となる第8期（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））の3年間の保険給付費等および地域支援事業費の見込みは、次のとおりです。

（単位：千円／年）

	2021年度	2020年度	2023年度	第8期合計	2025年度	2040年度
総給付費	25,584,612	26,689,150	28,229,695	80,503,457	30,370,824	40,954,374
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	551,846	519,957	542,022	1,613,825	583,007	750,531
特定入所者介護サービス費等給付額	662,726	694,154	723,618	2,080,498	778,336	1,001,981
見直しに伴う財政影響額	110,880	174,197	181,596	466,673	195,329	251,450
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	683,348	702,450	732,266	2,118,064	787,638	1,013,956
高額介護サービス費等給付額	708,752	742,362	773,873	2,224,987	832,391	1,071,568
見直しに伴う財政影響額	25,404	39,913	41,607	106,924	44,753	57,612
高額医療合算介護サービス費等給付額	113,364	118,740	123,780	355,884	133,140	171,396
算定対象審査支払手数料	23,806	24,935	25,994	74,735	27,959	35,993
標準給付費見込額 (A)	26,956,977	28,055,232	29,653,756	84,665,965	31,902,569	42,926,250

（単位：千円／年）

	2021年度	2020年度	2023年度	第8期合計	2025年度	2040年度
地域支援事業費 (B)	1,692,455	1,782,559	1,846,493	5,321,507	1,954,775	2,186,962
内上限超過額 (C)	181,824	226,838	250,060	658,722	—	—
地域支援事業費（上限超過額除く） (D)	1,510,631	1,555,722	1,596,432	4,662,785	1,747,367	2,186,962

※上限超過額の内訳（第8期合計）

介護予防・日常生活支援総合事業：319,110千円

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業：339,612千円

第2節 財源構成

第8期（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））の3年間の保険給付費等および地域支援事業費の財源構成は、次のとおりです。

財源構成	標準給付費	地域支援事業費	
		介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業・任意事業
介護保険料（※1） （65歳以上）	26.36%	26.36%	23.0%
支払基金交付金 （40～64歳）	27.0%	27.0%	—
国庫負担金 （施設給付費分等）	20.0% （15.0%）	20.0%	38.5%
調整交付金（※2） （国の負担）	1.64%	1.64%	—
県負担金 （施設給付費分等）	12.5% （17.5%）	12.5%	19.25%
市負担金	12.5%	12.5%	19.25%

※1 第1号被保険者の標準給付費に対する負担割合は、第8期においては23%となります。

しかし、本市では、国が負担する調整交付金は5%を下回る見込みのため、第1号被保険者の負担割合は、 $23\% + (5\% - 1.64\%) = 26.36\%$ となります。

※2 調整交付金は、第1号被保険者の所得の分布および65～74歳、75～84歳、85歳以上の高齢者割合について、全国平均との格差を調整するため、国から交付されるものです。交付割合は5%ですが、全国平均と本市の差から、本市は平均1.64%と見込まれています。

第3節 介護保険料の見込み

1 第8期の介護保険料

(1) 保険料収納必要額

第1号被保険者の保険料収納必要額の算定は以下のとおりです。

はじめに、第8期の3年間における標準給付費見込額と地域支援事業費（上限超過額を除く）の総額に第1号被保険者負担割合（23%）を乗じて、第1号被保険者負担分相当額を求めます。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と、実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差、及び、地域支援事業費（上限超過額）を加算します。

最後に、準備基金取崩額を差し引いて保険料収納必要額を算出しています。

（単位：千円／年）

	2021年度	2022年度	2023年度	第8期合計
標準給付費見込額 (A)	26,956,977	28,055,232	29,653,756	84,665,965
地域支援事業費（上限超過額を除く） (D)	1,510,631	1,555,722	1,596,432	4,662,785
第1号被保険者負担割合			23%	23%
第1号被保険者負担分相当額	6,547,550	6,810,519	7,187,543	20,545,612
調整交付金相当額	1,393,365	1,450,195	1,531,929	4,375,489
調整交付金見込額	323,261	484,365	640,346	1,447,972
地域支援事業費（上限超過額） (C)	181,824	226,838	250,060	658,722
準備基金取崩額	570,000	730,000	1,000,000	2,300,000
保険料収納必要額 (E)	7,229,478	7,273,187	7,329,186	21,831,851

(2) 第8期介護保険料

本市では、保険料の所得段階を18段階とし、所得の少ないかたへの負担軽減を図ってきました。

第8期においても、市民税課税層に対する多段階制を活用し、所得の少ないかたへの負担軽減に引き続き取り組みます。第8期の所得段階は、第7期に引き続き18段階とするとともに、基準額に対する割合を見直し、基準額を設定します。

この結果、本市の第8期の介護保険料は、次のとおりとなります。

■第1号被保険者一人あたりの月額保険料

	2021年度	2022年度	2023年度	第8期合計
保険料収納必要額(E) (単位:千円)	7,229,478	7,273,187	7,329,186	21,831,851
第1号被保険者数(単位:人)	111,459	112,149	112,777	336,385
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (単位:人) (※)	109,827	110,505	111,126	331,458
予定保険料収納率	98%			98%
保険料基準額(年額:円)	約67,200			
保険料基準額(月額:円)	約5,600			

※所得段階別の人数(153ページ参照)と負担割合(152ページ参照)を乗じた数の合計です。

■所得段階別第1号被保険者保険料額

	区分	割合	月額（円）	年額（円）
第1段階	生活保護受給者等 年金＋所得 80 万円以下 （世帯非課税）	0.25	約 1,400	約 16,800
第2段階	年金＋所得 80 万円超 120 万円以下 （世帯非課税）	0.35	約 1,960	約 23,520
第3段階	年金＋所得 120 万円超 （世帯非課税）	0.65	約 3,640	約 43,680
第4段階	年金＋所得 80 万円以下 （世帯課税）	0.80	約 4,480	約 53,760
第5段階 （基準額）	年金＋所得 80 万円超 （世帯課税）	1.00	約 5,600	約 67,200
第6段階	所得 100 万円未満 （本人課税）	1.05	約 5,880	約 70,560
第7段階	所得 100 万円以上 150 万円未満 （本人課税）	1.10	約 6,160	約 73,920
第8段階	所得 150 万円以上 200 万円未満 （本人課税）	1.22	約 6,830	約 81,980
第9段階	所得 200 万円以上 300 万円未満 （本人課税）	1.33	約 7,450	約 89,380
第10段階	所得 300 万円以上 400 万円未満 （本人課税）	1.49	約 8,340	約 100,130
第11段階	所得 400 万円以上 500 万円未満 （本人課税）	1.59	約 8,900	約 106,850
第12段階	所得 500 万円以上 600 万円未満 （本人課税）	1.79	約 10,020	約 120,290
第13段階	所得 600 万円以上 700 万円未満 （本人課税）	1.89	約 10,580	約 127,010
第14段階	所得 700 万円以上 800 万円未満 （本人課税）	2.00	約 11,200	約 134,400
第15段階	所得 800 万円以上 900 万円未満 （本人課税）	2.15	約 12,040	約 144,480
第16段階	所得 900 万円以上 1,000 万円未満 （本人課税）	2.30	約 12,880	約 154,560
第17段階	所得 1,000 万円以上 1,500 万円未満 （本人課税）	2.45	約 13,720	約 164,640
第18段階	所得 1,500 万円以上 （本人課税）	2.60	約 14,560	約 174,720

※第1～5段階の所得は、合計所得から年金所得を引いたものです。

■所得段階別被保険者数（推計）

所得段階	2021 年度	2022 年度	2023 年度	第8期合計
第1段階	16,652	16,759	16,850	50,261
第2段階	6,314	6,352	6,388	19,054
第3段階	6,058	6,094	6,129	18,281
第4段階	17,404	17,512	17,611	52,527
第5段階	14,124	14,212	14,291	42,627
第6段階	9,168	9,224	9,276	27,668
第7段階	12,030	12,103	12,172	36,305
第8段階	9,013	9,069	9,120	27,202
第9段階	9,698	9,758	9,812	29,268
第10段階	4,601	4,630	4,656	13,887
第11段階	2,103	2,116	2,127	6,346
第12段階	1,034	1,040	1,046	3,120
第13段階	613	617	620	1,850
第14段階	427	429	432	1,288
第15段階	322	324	326	972
第16段階	270	271	273	814
第17段階	700	705	708	2,113
第18段階	928	934	940	2,802
合 計	111,459	112,149	112,777	336,385

2 介護保険料の将来の見込み

第8期プランでは、被保険者数や要介護認定者数、介護サービス事業量を見込むことにより、本市の介護保険事業の推計を行いました。この将来推計に基づき、第9期以降を現状のまま推移したとして試算すると、介護保険料基準額は2025年度、月額6,000円台、2040年度、月額8,000円台となる見込みです。

3 第8期計画期間における制度改革（主な方向性）

第8期計画期間では、低所得者対策、制度の持続性及び公平性の観点などから、以下について、国において制度改革に関する検討が進められています。

（1）財政調整交付金の見直し

調整交付金は、地域における第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合や、所得段階別加入割合の違いにより生じる財政格差を平準化することを目的に交付されています。財政調整の精緻化を図るため、第8期計画より、現行の要介護認定率による重みづけから、介護給付費（1人あたり給付費）による重みづけへと見直されます。なお、激変緩和措置として、第8期計画期間においては、各年度において要介護認定率と介護給付費を2分の1ずつ組み合わせることになります。

（2）補足給付に関する給付の在り方

施設入所者、ショートステイの補足給付について、負担能力に配慮しながら、本人の負担限度額への上乗せが行われます。

補足給付の支給要件となる預貯金等の基準について、第1号被保険者では所得段階に応じて設定することになります。

（3）高額介護サービス費

高額介護サービス費について、自己負担上限額を医療保険の高額療養費制度における負担上限額に合わせ、年収770万円以上の者と年収約1,160万円以上の者について、世帯の上限額を現行の44,400円からそれぞれ93,000円、140,100円とする見直しがされます。また、平成29年の制度改革で設けられた年間上限については、利用の実績を踏まえ、当初の予定通り令和2年度までの措置となる見込みです。